



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1312	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	1
1313	〃	(〃).....	1
1314	〃	(〃).....	2
1315	〃	(〃).....	2
1316	〃	(〃).....	2
1317	指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	2
1318	地域森林計画の案の縦覧	(林業振興課).....	3
1319	〃	(〃).....	3
1320	〃	(〃).....	3
1321	中型まき網漁業の許可又は起業の認可の申請をすべき期間	(資源管理課).....	3
1322	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
1323	道路の供用開始	(〃).....	4
1324	道路の区域変更	(〃).....	4
1325	〃	(〃).....	5
1326	道路の供用開始	(〃).....	5
1327	電線共同溝を整備すべき道路の指定	(〃).....	6

告 示

和歌山県告示第1312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社はびなす	和歌山市坂田665番地5	訪問看護ステーションもも	令和 2. 10. 1

和歌山県告示第1313号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日

合同会社咲	和歌山市田尻244-11	訪問看護ステーションみどり	令和 2.10.1
-------	--------------	---------------	--------------

和歌山県告示第1314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社ライフサポートじんべえ	岩出市西野211-1-103	訪問看護ステーションじんべえ	令和 2.10.1

和歌山県告示第1315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人中庸会	海南市七山964-1	訪問看護ステーション天美	令和 2.10.1

和歌山県告示第1316号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ひょうたん印の薬局	御坊市湯川町小松原530番5	三倉民也	令和 2.10.1

和歌山県告示第1317号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
株式会社ASXEED	和歌山市有家377番地7	医療機関の所在地	和歌山市手平2丁目5番47号 フレグランス手平106号	和歌山市有家377番地7	令和 2.9.1

和歌山県告示第1318号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項及び同法第39条の4第1項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀北森林計画区（和歌山市一円、海南市一円、橋本市一円、紀の川市一円、岩出市一円、海草郡一円及び伊都郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、海草振興局農林水産振興部林務課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び伊都振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和2年10月16日から同年11月9日まで

和歌山県告示第1319号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てるので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀中森林計画区（有田市一円、御坊市一円、有田郡一円及び日高郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、有田振興局農林水産振興部林務課及び日高振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和2年10月16日から同年11月9日まで

和歌山県告示第1320号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき地域森林計画を変更するので、次のとおり当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 森林計画区の名称

紀南森林計画区（田辺市一円、新宮市一円、西牟婁郡一円及び東牟婁郡一円）

2 縦覧場所

和歌山県農林水産部森林・林業局林業振興課、西牟婁振興局農林水産振興部林務課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課

3 縦覧期間

令和2年10月16日から同年11月9日まで

和歌山県告示第1321号

和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、中型まき網漁業（いわし、あじ又はさばの採捕を目的とするものに限

る。)の許可又は起業の認可の申請をすべき期間を令和2年10月23日から同年11月5日までと定めたので、同規則第8条第3項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町真砂字下真砂59番1地先から同町真砂字真砂278番1地先まで	旧	4.09 } 8.57	295.04	
同上	新	11.01 } 40.75	295.04	

和歌山県告示第1323号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町真砂字下真砂59番1地先から同町真砂字真砂278番1地先まで

供用開始の期日 令和2年10月16日

和歌山県告示第1324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々 字前ノ田2596番地先から同町大 字市野々字柳原2442番45地先ま で	旧	6.97 } 19.51	403.99	
同上	新	10.89 } 20.58	403.99	
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々 字柳原2460番6地先から同町大 字市野々字柳原2462番1地先ま で	旧	7.77 } 8.49	86.52	
同上	新	11.57 } 12.46	86.52	
東牟婁郡那智勝浦町大字市野々 字廣瀬2371番11地先から同町大 字市野々字廣瀬2383番1地先ま で	旧	8.49 } 8.65	1.20	
同上	新	12.21 } 12.21	1.20	

和歌山県告示第1325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 古座川熊野川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町下露字本川筋 1618番地内	旧	4.18 } 6.80	39.00	
同上	新	6.23 } 11.34	39.00	

和歌山県告示第1326号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 古座川熊野川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町下露字本川筋1618番地内

供用開始の期日 令和2年10月16日

和歌山県告示第1327号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 国道

2 路線 国道370号

区 間	延 長 メートル	指定の部分
海南市名高字中須賀507番4地先から同市幡川字上九条94番2地先まで	2,100.00	上下線